

平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会社名 東京特殊電線株式会社
代表者名 取締役社長 立川 直臣
(コード番号 5807 東証第 1 部)
問合せ先 取締役管理部長 北澤登与吉
TEL (0268) 34-5211

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 9 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 26 日開催予定の第 96 期定時株主総会において定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 優先株式における金銭対価取得請求受付場所の住所変更に伴い、定款第 11 条の 2 第 8 項について変更を行うものであります。
- (2) 社外取締役及び社外監査役との損害賠償責任を限定する契約について、当該契約に基づく責任の限度額を法令が規定する額とするため、定款第 29 条第 2 項及び第 38 条第 2 項について変更を行うものであります。なお、定款第 29 条第 2 項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定時株主総会決議日	平成 26 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 26 日

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>第11条の2 第1項～第7項 (条文省略)</p> <p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) 金銭対価取得請求受付場所 <u>東京都港区新橋六丁目1番11号</u> 東京特殊電線株式会社</p> <p>(3) (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定 する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、<u>250万円以上であら かじめ定めた金額または法令が規定する額のい ずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第38条</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定 する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、<u>250万円以上であら かじめ定めた金額または法令が規定する額のい ずれか高い額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章の2 種類株式</p> <p>第11条の2 第1項～第7項(現行どおり)</p> <p>8. 金銭を対価とする取得請求権</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 金銭対価取得請求受付場所 <u>東京都港区西新橋三丁目8番3号</u> 東京特殊電線株式会社</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第29条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定 する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額 とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第38条</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定 する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約 を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、<u>法令が規定する額 とする。</u></p>

以上